

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案

法制定の背景

資源制約

- 新興国の需要増大に伴う資源価格高騰
- 資源供給の偏在性と寡占性

環境制約

- 最終処分場の逼迫
- 適正な環境管理

・使用済小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタルなどが、リサイクルされずに埋め立てられていることへの対応が急務。

法制定の目的

使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

法案の内容

基本方針

- 環境大臣及び経済産業大臣が、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を策定、公表

(内容)再資源化の促進の基本的方向、再資源化を実施すべき量に関する目標、促進のための措置に関する事項、個人情報の保護その他の配慮すべき重要事項 等

再資源化を促進するための措置

- 再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する計画を作成し、環境大臣及び経済産業大臣の認定を受けることができる。
- 再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、市町村長等による廃棄物処理業の許可を不要とする。
- 再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者については、産業廃棄物処理事業振興財団が行う債務保証等の対象とする。

施行期日等

- 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案

【制度概要】

市町村等が回収した使用済小型電子機器等について、これを引き取り確実に適正なリサイクルを行うことを約束した者（リサイクルをしようとする者で構成される）を国が認定し、廃棄物処理法の特例措置を講じる制度。

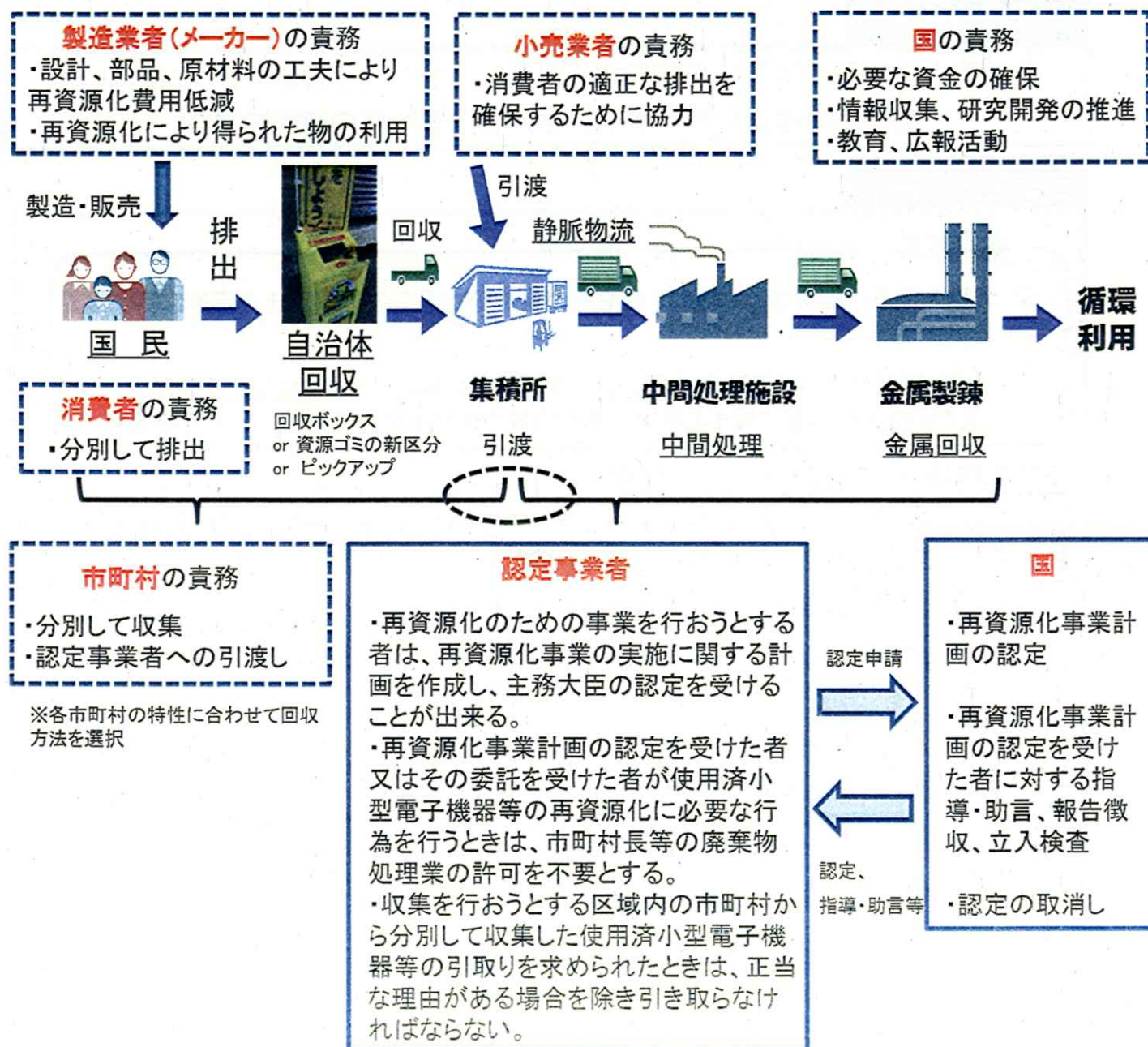
【対象品目】

一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令指定（別紙参照）

【基本方針】

環境大臣及び経済産業大臣が基本方針を策定、公表

（内容）基本的方向、量の目標、促進のための措置、個人情報保護その他配慮すべき事項 等



政令指定候補品目リスト(96品目)

1	PC(ノートブック型)
2	携帯電話
3	PC(デスクトップ型)
4	デジタルカメラ
5	据置型ゲーム機
6	ビデオカメラ(放送用を除く)
7	デジタルオーディオプレーヤー(フラッシュメモリ)
8	公衆用PHS端末
9	デッキ除くテープレコーダ
10	携帯型ゲーム機
11	電子辞書
12	デジタルオーディオプレーヤー(HDD)
13	CDプレーヤー
14	MDプレーヤー
15	ICレコーダ
16	ETC車載ユニット
17	VICSユニット
18	フォトプリンター
19	カメラ
20	ハンドヘルドゲーム(ミニ電子ゲーム)
21	プラグ・ジャック
22	補聴器
23	地上デジタルチューナ
24	リモコン
25	キーボードユニット
26	携帯用電気ランプ
27	ゲーム用コントローラ
28	カーDVD
29	家庭用吸入器
30	BDレコーダ/プレーヤー
31	CS専用アンテナ
32	ラジオ放送用受信機
33	電動歯ブラシ
34	ACアダプタ
35	電話機
36	ハイテク系トレンドトイ
37	電子体温計
38	電卓
39	カーMD
40	ビデオプロジェクション
41	ケーブルテレビ用STB
42	カーチューナ
43	スピーカシステム
44	カーカラーテレビ
45	家庭用磁気・熱療法治療器
46	カーナビゲーションシステム
47	ジュースミキサー
48	カーラジオ

49	カーステレオ
50	電磁調理器卓上型
51	CSデジタルチューナ
52	電子血圧計
53	BS/CSアンテナ
54	ヘッドホン及びイヤホン
55	カーアンプ
56	家庭用医療用物質生成器
57	家庭用生ゴミ処理機
58	ステレオセット
59	電気かみそり
60	電気ストーブ
61	電気のこぎり
62	電気ギター
63	コーヒーマーカー
64	プロジェクタ
65	ヘアドライヤー
66	加湿器
67	電子キーボード
68	アンプ
69	家庭用電気・光線治療器
70	カーCDプレーヤー
71	電気アイロン
72	DVD-ビデオ
73	電気ドリル(電池式も含む)
74	除湿機
75	その他の電動工具
76	トースター
77	ホットプレート
78	ファクシミリ
79	食器洗い乾燥機
80	電気カーペット
81	扇風機
82	空気清浄機
83	家庭用ミシン
84	ジャーポット
85	時計
86	電気掃除機
87	ビデオテープレコーダ(セット)
88	家庭用マッサージ・治療浴用機器及び装置
89	換気扇
90	カースピーカ
91	炊飯器
92	モニター(電子計算機用)
93	プリンタ
94	電子レンジ
95	電球
96	電気照明器具